



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

所管課（室）名

○長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

市 町 村 課

○長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

交 通 局

○県立高等学校等条例の一部を改正する条例

高 校 教 育 課

条 例

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第35号

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年長崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （ビラの作成の公費の支払） 第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3	（目的） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに<u>法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（長崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）</u>の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （ビラの作成の公費の支払） 第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3

号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000円と5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

（ポスターの作成の公費の支払）

第13条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（長崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

（ポスターの作成の公費の支払）

第13条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（長崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、前項に規定するこの条例のそれぞれの施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、当該施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第36号

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年長崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（給与の減額） 第16条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学（義務教育学校の前期課程への就学を含む。）の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第16条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学（義務教育学校の前期課程への就学を含む。）の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第37号

県立高等学校等条例の一部を改正する条例

県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（授業料等及び手数料の徴収） 第2条 略 2 略 3 県立高等学校等の事務で特定の者のためにするものについては、別表第2に定める手数料を徴収する。 （授業料等及び手数料の納付方法） 第3条 略 2～4 略 5 手数料のうち、中学校入学選 hands 手数料及び高等学校入学選 hands 手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選 hands 手数料は、徴収しない。 6 略	（授業料等及び手数料の徴収） 第2条 略 2 略 3 県立高等学校等においては、別表第2に定める手数料を徴収する。 （授業料等及び手数料の納付方法） 第3条 略 2～4 略 5 手数料のうち、中学校入学選 hands 手数料及び高等学校入学選 hands 手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど県立高等学校等に納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選 hands 手数料は、徴収しない。 6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミヤト